第2回権利擁護専門部会

令和2年12月23日(水)午後3時00分から午後4時30分 文京区民センター3階 3A会議室

1 検討事項に基づき検討

第1回目の権利擁護専門部会で意見のあった、成年後見制度の利用を検討する上で生じる課題・成年後見制度利用後に生じる可能性が考えられる課題についてフロー図を用い分類し整理検討した。主な意見は下記のとおり。

● 成年後見制度に関する課題と分類について

(課題の分類について)

- ○課題は制度自体を改正していく必要もあるが、中核機関が設置されることで、文京区独自の取り組み を検討していけると良い。
- ○区内で活動している団体と協働で取り組んでいけたらいいと感じる。
- ○就労支援センターに来所される方は、このフロー図にあがっている前段階の方が多いように感じられる。
- ○フロー図の相談・発見・気づきの部分は民生委員が一番関わってくると思われる。始めの入口となるような部分は間口が広い方が良いだろうし、始めの入り口を担う人が制度を含めて今後の見通しが立てられたら良いと感じる。
- ○高齢分野は包括の見守り相談員と民生委員のつながりがあるが、障害分野で同じようなつながりが薄かったように感じる。今後は各地区に地域生活支援拠点が設置されてくるため、高齢分野と同じようなつながりができるように思われる。
- ○フロー図の「相談・発見・気づき」ができるようになるにはアンテナが必要となる。成年後見制度を利用 した生活がイメージできたら、どのタイミングで相談をして制度を利用するかの判断ができるのではないか と思う。
- ○後見人にできることも限られている。どんな人にも意思があるという認識が本人の周囲にいる人たちに 広がってくことが大切だと感じる。
- ○やはり後見人は本人に代わって判断ができてしまう。間違った認識で本人の意思と異なる判断をされてしまうかもしれないと思うと怖いと感じる。
- →後見人はできる限り本人の意思に寄り添うために、様々な情報を収集して検討をしていく。どのような 過程を経て後見人が本人をサポートしていくのかが、本人に見えていないことが問題ではないか。もっと 支援の過程を本人に知ってもらう機会があれば、本人の制度利用に関する不安材料が少しは減ってくる のではないか。
- ○この会議に出席したことで成年後見制度を知った。どこまで後見人に決められるのか、自分で決定したいことまで後見人に決められてしまうことがあるなら不安に思ってしまう。
- →後見人が推定で意思決定(代行決定)を行うのは最終手段。できる限りの方法を尽くして、本人自身が意思決定を行えるようサポートしていくためにガイドラインも作られている。やはり、このことをもっと周知

していく必要があると感じる。この権利擁護部会が発信していくべきではないか。

○地域の相談支援機関が一堂に会して、制度について話し合ったことはない。情報共有などの場があっても良いように感じる。

一以下は自由意見一

- ○本人自身もこれまで自分自身で決定してきたことが少ないように感じる。
- ○制度利用のハードルは高い。利用の前に体験できる場があると良いように思う。制度の知識だけを理解してもあと一歩が踏み切れない。後見人がどのような支援を行うのか疑似体験できると制度利用の選択がしやすい。また、地域福祉権利擁護事業なども情報提供し、積極的に利用していけるようにしていく。
- ○実際に経験しなければわからないことも多い。できるかできないかではなく、とりあえず経験してみることが大切。
- ○成功することも失敗することも本人の権利と思う。
- ○家族を含めチームとしてサポートして行くことが大切。信頼を重ねることが重要と思う。
- ○中核機関がどのような活動をしていくのか周知していくことは重要と思う。
- ○支援者のネットワーク、顔の見える関係性を構築することが大切。
- ○権利擁護部会で相談に至る前段階の方へどのように関わっていくか示せたらいいと思う。
- →前段階で体験の場をどのように提供できるのか、権利擁護専門部会で検討していくのはどうか。
- ○親亡き後の不安が漠然としている。親御さんも今現在困っていなければ自分自身とお子さんの将来について漠然としたイメージしか持てないため、そのような段階から相談に乗ってくれるような場があるとよい。 ○学校に通っていれば社会とのつながりがあるが、卒業すると社会とつながりが途絶えてしまう人もいる。 (引きこもりに近い状況)親御さんは子どものために頑張り過ぎてしまうこともあるため、学校を卒業後も何

かしら本人が社会とつながっていけると良い。

●その他

(1)次回開催

令和3年2月9日(火)午後3時~5時 障害者会館A+B ⇒緊急事態宣言発令のため、後日に延期

以上